

(仮称)熊本市環境影響評価条例 の基本的事項について

令和6年6月
環境政策課

1. 環境影響評価条例制定の背景

(1) 条例制定の背景と検討経緯

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害が多発し、市民の環境に対する関心は高まっており、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」の重要性は高まっている。

【懸念される環境への悪影響の例】



出典：政府広報オンライン(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201109/3.html>)

< 条例制定の検討までの経緯 >

令和3年10月：熊本市環境基本条例を改正し、「環境への配慮の推進」に関する規定を追加

令和4年3月：第4次熊本市環境総合計画を策定し、「環境影響評価条例の制定」を明記

本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け検討を開始したもの。

1. 環境影響評価条例制定の背景

(2) 環境影響評価制度とは

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)を行う場合、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業計画段階から、事業者自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業実施につなげていく制度。

※ 全ての都道府県及び本市を除く政令指定都市並びに一部の中核市(吹田市、尼崎市)の計68自治体が環境影響評価条例を制定。

(3) 条例制定の効果

- ① 本市の清らかな地下水や豊かな緑、歴史文化遺産などの保全に向けて、地域特性に応じたきめ細かな環境影響評価制度を構築することができる。
- ② 事業者に対して、熊本県を介さず、本市から主体的に環境影響評価手続を求め、直接意見を述べるなど環境保全上の必要な措置を求めることができる。
- ③ 社会情勢の変化によって生じる環境問題などに対して、本市独自の条例に基づく制度の見直しなどにより柔軟に対応することができる。

1. 環境影響評価条例制定の検討事項

(4) 条例で定める基本的事項等

令和5年度に環境審議会へ諮問し審議の結果、本市の環境影響評価条例の制定にあたっては、以下の①から③に掲げる事項を条例の基本的事項として定めることが必要との答申を令和6年3月27日に受領した。

令和6年度は、条例の基本的事項の具体的な検討に加え、④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(環境影響評価技術指針)の検討を行う。

① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法を設定。

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定。

③ 環境影響評価の対象事業・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定。

令和5年度

環境審議会
で審議

条例で規定
(条例の基本的事項)

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目等を設定。

令和6年度

技術指針
で規定

1. 環境影響評価条例制定の検討事項

(5) 本市条例の前提条件

○ 熊本県環境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。



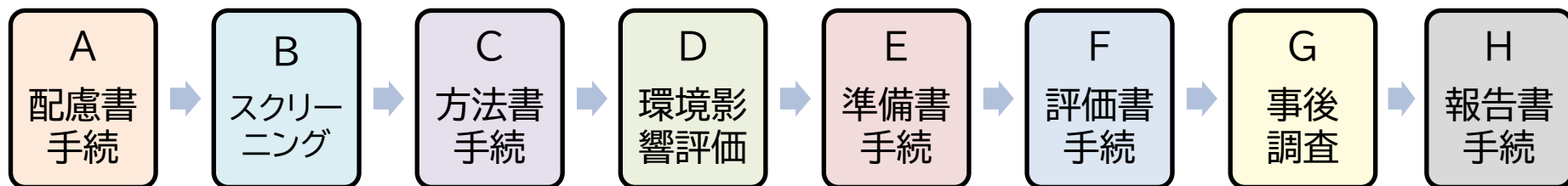
- 本市独自の条例を制定すれば、熊本市域内で実施される事業が必ず市条例に基づき環境影響評価が実施されるわけではない。
- 熊本市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より要件を緩和してしまうと、市条例では環境影響評価の対象でなくとも、県条例の対象となってしまう。
- そのため、本市の環境保全に主体的に取り組むためには、県条例を基本に本市の条例を検討していく必要がある。

2. 環境影響評価条例の手続方法

(1) スクリーニングの導入

スクリーニングとは、環境影響評価手続きのうち、事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定するもの。

以下の「A」～「H」までの手続き方法のうち、各自治体の実情に応じて必要なものを選定。本市はすべての手続きを採用する予定。



(2) 環境影響評価手続の課題と対応

課題

- ① 対象事業の規模要件のみによる環境影響評価手続の一律義務化
(高性能な施設への建替等、環境負荷が小さくなる場合でも手続を求めている)
- ② 環境影響評価手続に要する長い期間(3～4年程度)と多額の費用負担

スクリーニングを導入することにより

効果

- ① 環境影響に応じて環境影響評価手続の要否を適宜判断することができる。
- ② 事業者による環境負荷の低減につながる事業の検討を促すことができる。
- ③ 手続不要の場合は、事業着手までの期間短縮や手続費用の削減につながる。

3. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(2) 地域区分(ゾーニング)の設定

本市の地域特性に応じた保全すべき自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産など、より環境への配慮が必要な地域として、以下の①～⑥に掲げる地域を「一般地域」と区分して「指定地域」に設定。

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

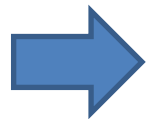
(1) 対象事業の種類

<熊本市の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

出典:環境影響評価情報支援ネットワークHPの資料を引用・改編

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業	流通業務団地造成事業	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂処分場等	下水終末処理場	浄水配水施設用地	大規模建築物(高層建築物)	工場事業場	ガス供給・熱供給	試験研究団地	学校用地	墓地・墓園	公園	複合事業
国	●	●	●	●	●	—	●	—	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	—	●	▲	▲	▲	▲	▲	—
熊本市	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	●

●:対象事業 ▲:対象事業(その他の対象事業に含まれるもの)



- 熊本市の対象事業は、熊本市域内で事業実施の可能性があるため、すべて本市の対象事業とする。
- 「**大規模建築物(高層建築物)**」と「**複合事業**」についても、本市の地域特性を踏まえ対象事業とする。

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(2) 大規模建築物(高層建築物)の追加の必要性

近年、本市では、比較的大規模な建築物が建築されており、今後、更なる都市開発も想定されるため、「大規模建築物(高層建築物)」を事業の対象として設定。

課題

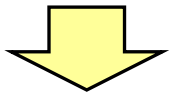
大規模建築物(高層建築物)の建築が周辺環境に与える影響

工事中の影響

建設機械の稼働による騒音、振動、
大気汚染など

供用時の影響

高層建築物による景観、日照阻害、
電波障害、風害など



環境影響評価手続による効果

- ① 地域住民や利害関係者との意見交換による建築紛争等のトラブル低減
- ② 早期段階から有識者等からの意見聴取による重大な環境影響等の回避
- ③ 事業者環境保全対策等の必要な措置を求めることが可能

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

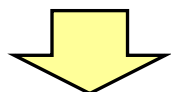
(3) 複合事業の追加の必要性

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても、密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施されることにより、環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じる場合があるため、広く一定の開発行為となる「複合事業」も対象として設定。

課題

各事業規模では、環境影響評価の規模要件(25ha以上)に満たないが合計で規模要件(25ha)以上となる場合がある。

(例) レクリエーション施設20ha + 土地区画整理事業10ha 合計30ha



環境影響評価手続による効果

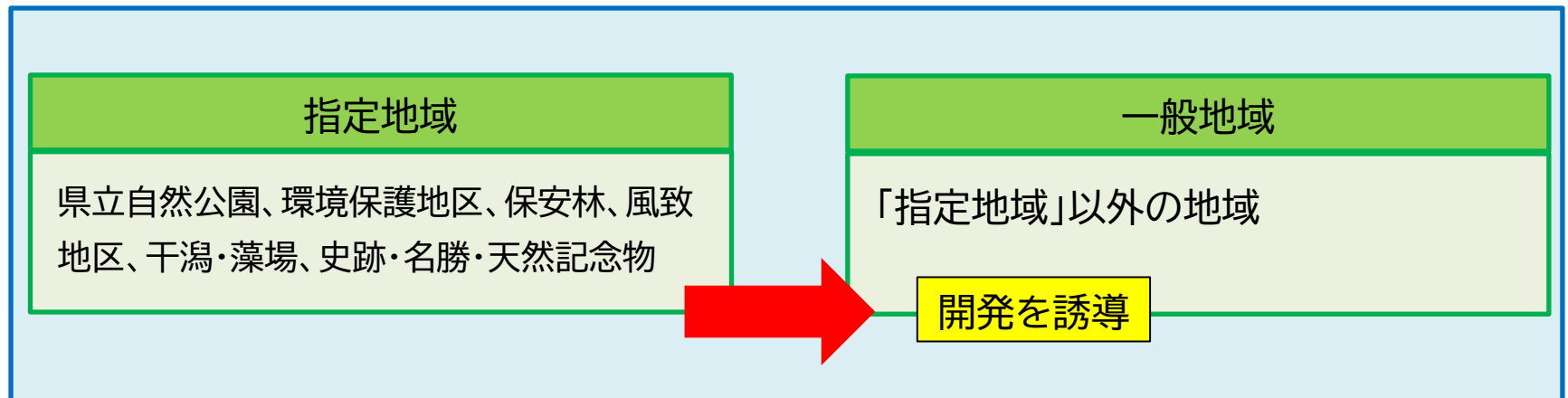
- ① 一体的に実施される事業を「複合事業」として規定することで、今後、市域で複合事業が行われる場合には、適切に環境影響評価を求めることができる。
- ② 複数の規模要件未満の事業(切り分け事業等)のような「アセス逃れ」の事業に対しても、適切に環境影響評価を求めることができる。

4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(5) 本市対象事業の規模要件

- ・「一般地域」：「指定地域」以外
- ・「指定地域」： 自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から重要な地域
- ・「一般地域」の規模要件は県条例と同等、「指定地域」は原則、一般地域の50%
- ・ その他、事業特性上必要に応じて個別に設定

「指定地域」の規模要件を強化することで、指定地域から「一般地域」へ開発が誘導される効果が期待される。



4. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

番号	事業の種類	熊本市の対象事業の規模要件等	
		第1種事業(市内全域)	第2種事業(指定地域)
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上	4車線以上かつ長さ2.5km以上
		(森林地域において2車線以上かつ長さ10km以上)	(森林地域において2車線以上かつ長さ5km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上
	堰	湛水面積50ha以上	湛水面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上
3	鉄道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路の長さ625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力37,500kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上(一定の事業に該当する事業は除く。)	出力2,500kW以上
	太陽電池発電所	面積20ha以上	面積10ha以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上地域	面積25ha以上地域
		(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	(干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積50ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	面積10ha以上又は変更後の面積10ha以上かつ増加面積2.5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時又は平均排水量0.25万m ³ /日以上
18	豚房施設	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上又は変更後の面積25ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
21	大規模建築物(高層建築物)	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上
22	複合事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
23	港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が150ha以上

■ 森林地域、
 ■ 干潟等地域、
 ■ 地下水保全地域
 ■ 指定地域(県立自然公園、環境保護地区、保安林、風致地区、干潟・藻場、史跡・名勝・天然記念物)

本年度のスケジュール(案)

年 度	日 程	内 容
令和6年度	令和6年4月～	条例案の検討
	令和6年9月～10月	パブリックコメント実施
	令和7年3月(第1回定例会)	条例案上程
	令和7年3月末	条例公布
令和7年度	令和7年4月～9月	条例の周知・広報
	令和7年10月	条例施行